

【登録造園基幹技能者の皆様へ】

キャリアアップシステムの登録は ~~2019年度以内に~~

2020年9月30日まで延長

~~2020/2/6~~

2020/3/23

国土交通省から登録基幹技能者講習実施機関に対し、2020年1月22日付けの事務連絡で、登録基幹技能者の建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）への申請登録によるゴールドカード（レベル4）の交付の特例措置を~~2019年度内（2020年3月末）~~で終了するという連絡がありました。

2020年9月30日まで延長

これまで登録基幹技能者は、CCUSに登録申請（登録申請料2,500～3,500円は必要）すると、最上位（レベル4）のゴールドカードが交付される特例措置となっていました。

しかし、2020年度（2020年4月）からは、すべての技能者が一度ホワイトカード（レベル1）の登録となり、登録基幹技能者がレベル4のゴールドカードを希望する場合には、能力評価申請料（2,500円）とカードの更新手数料（1,000円）が必要になるなど、費用が多くかかることになります。

また、最上位のレベル4になるためには、能力評価実施機関が策定する能力評価基準のレベル2とレベル3に求められる資格の保有や職長経験も必要になります。

登録造園基幹技能者の皆様がCCUSの最上位レベル4のゴールドカードを希望する場合は、2019年度内に手続きを行って下さい。

建設キャリアアップシステムの詳細については、

（一財）建設業振興基金のサイト（<https://www.ccus.jp/>）をご覧ください。

技能者登録 https://www.ccus.jp/p/application_ginousya

（一社）日本造園建設業協会
事務局

事務連絡
令和2年1月22日

登録基幹技能者講習実施機関 各位

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課長 小笠原 憲一

登録基幹技能者に対するキャリアアップカード交付の取扱について

平素より、登録基幹技能者制度の推進を始め、建設行政に対して特段のご理解、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。また、それぞれのお立場で、建設業の発展にご尽力いただいておりますことに改めて御礼申し上げます。

建設技能者の能力評価制度については、建設技能者一人ひとりの技能や経験を正しく評価し、技能や経験に応じた待遇を確保することを目的としており、貴団体に対しては、今年度中に能力評価基準を策定し、国土交通省に対して申請手続を行うよう要請してきたところです。現時点において既に11職種の能力評価基準を認定したところであります、まだ認定を受けていない職種においても、早期に申請手続を進めるよう改めてお願いしているところです。

さて、能力評価制度の運用にあたって、現在、登録基幹技能者に対しては、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行った場合、一般財団法人建設業振興基金よりゴールドカードの交付を受けるとともに、能力評価制度においてレベル4の評価を受けた者として取り扱うこととしています。

この取扱については、能力評価基準が策定されるまでの間、特例的に行われてきたところではありますが、能力評価基準の策定以降にゴールドカード（レベル4）の交付を受けるためには、登録基幹技能者であっても各職種の評価基準に基づき能力評価を受ける必要があります、その場合は登録基幹技能者の資格に加え、レベル2・3の資格も保有していることが必要となります。

すなわち、来年度以降は、登録基幹技能者が建設キャリアアップシステムへの技能者登録の申請を行った場合には、一旦はホワイトカード（レベル1）の交付を受け、その上でゴールドカード（レベル4）へのカード更新を希望する場合には、別途、能力評価の申請手続（評価手数料・カード更新手数料が必要）を行う必要があります。

貴団体においては、上記の取扱に十分ご留意の上、登録基幹技能者に対して個別に周知する等の措置を通じて、早期に建設キャリアアップシステムへの技能者登録を行うよう周知徹底にご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課 労働資材対策室
企画専門官 藤本
係長 栗原
TEL 03-5253-8283
FAX 03-5253-1555

事務連絡
令和2年3月23日

登録基幹技能者講習実施機関 各位

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課長 小笠原 憲一

登録基幹技能者に対するキャリアアップカード交付
に係る特例措置の延長について

平素より、登録基幹技能者制度の推進を始め、建設行政に対して特段のご理解、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。また、それぞれのお立場で、建設業の発展にご尽力いただいておりますことに改めて御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、令和2年1月22日付で、事務連絡「登録基幹技能者に対するキャリアアップカード交付の取扱について」を発出し、登録基幹技能者が建設キャリアアップシステムの技能者登録を行った場合に、能力評価の申請手続を行うことなくゴールドカード（レベル4）の交付を受ける特例措置について、年度内に限った取扱である旨周知するとともに、早期に技能者登録を行うよう要請を致しました。

しかしながら、上記要請にもかかわらず、登録基幹技能者の建設キャリアアップシステム登録数については、最新のデータによると、いまだ全体の3割程度にとどまっており、必ずしも十分な周知徹底がなされていない可能性も考えられます。

このため、登録基幹技能者の登録促進に向けた措置を継続し、登録の要請を続けるため、登録基幹技能者に対する特例措置を6か月間延長し、令和2年9月30日を期限として取り扱うことと致します。

貴団体においては、特例措置の延長について登録基幹技能者に対して周知し、理解を促すとともに、全ての登録基幹技能者が当該期間中に建設キャリアアップシステムの登録申請を行うよう、一層の周知徹底にご協力をお願いいたします。

なお、本取扱については、建設キャリアアップシステム運営主体である一般財団法人建設業振興基金と調整済であることを念のため申し添えます。

以上

【お問合せ先】

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課 労働資材対策室
企画専門官 藤本
係長 栗原
TEL 03-5253-8283
FAX 03-5253-1555